

令和7年度白河市入学一時金貸与募集要項

白河市教育委員会

白河市入学一時金貸与事業は、学校教育法に基づく大学又は専修学校（修業年限が2年以上の専門課程に限る）に進学する予定の者の保護者（親権者もしくは後見人又は実際にその学生を保護する者）で入学一時金の貸与を必要と認められる者に対して貸与を行い、その学生に等しく教育を受ける機会を与えることを目的としています。令和7年度の被貸与者を下記により募集します。

記

1 申請人の応募資格

令和8年4月に学校教育法に規定する大学（短期大学含む）又は専修学校（修業年限が2年以上の専門課程に限る）に進学する予定の者の保護者で、次の各号のすべてに該当すること。

- （1）経済的理由により借受けが必要であること。
- （2）市内に継続して3年以上居住していること。
- （3）前年の所得が450万円以下であること。
- （4）市税を滞納していないこと。

2 貸与額（無利息）

70万円以内（医師・歯科医師課程は100万円以内）

3 提出書類

- （1）白河市入学一時金貸与申請書（第1号様式）
- （2）住民票（世帯全員の写し）
- （3）未成年後見人の場合にあっては、それを証明する書類（被後見人の戸籍謄本）
- （4）申請人の印鑑登録証明書
- （5）申請人の令和7年度所得課税証明書
- （6）申請人の令和6年度市税の納税証明書（申請者に課税されている全ての税目）
- （7）進学予定者の成績証明書（第1学年、第2学年、第3学年の1学期）

※進学予定者が在学している学校に交付を依頼してください。

裏面あり

4 提出先

白河市教育委員会事務局 教育総務課（市役所本庁舎3階）

5 受付期間（期限厳守）

令和7年10月14日（火）から令和7年12月12日（金）まで

※提出書類は、郵送の場合も含め期間内に必着のこと。

6 貸与者の決定

白河市奨学生選考審査会で審査し、教育委員会が被貸与者を決定します。

決定時期：令和8年2月上旬

7 交付

審査により貸与が決定した場合、借用証書や進学予定者の合格確認書類等をご提出いただき、その後直ちに貸与希望金額を一括で保護者に交付します。借用証書等の書類の提出については、貸与決定後、別途通知いたします。

借用証書の作成の際に、「市内居住者で独立の生計を営み、保証の能力がある連帯保証人2名」が必要となります。

8 返還

貸与した入学一時金は、対象の学生が在学する学校の修業年限が終了した年から6年以内（医師・歯科医師の課程は7年以内）に、その全額を年賦又は月賦で返還していただきます。

また、全額または一部の額を繰り上げて返還することもできます。